

連絡先

委託担当 国際局国際協力課

担当者名 かわむら
河村

電話 045-671-4703

設 計 書

1 委託名 Y-PORT事業ウェブサイト再構築・運用業務委託

2 履行場所 横浜市国際局国際協力課及び受託者社内

3 履行期間 期間 契約締結日から 令和3年3月31日 まで

又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 委託契約約款

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

個人情報取扱特記事項

横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

Webアプリケーションの作成基準

Webアプリケーションの脆弱性チェックリスト

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要

公民連携による国際技術協力(Y-PORT)事業を効果的に広報していくためのプロモーションツールとして、ウェブサイトの再構築を行いその保守等の運用業務を委託します。

委託内容の詳細については、仕様書のとおりとなります。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
Y-PORT事業ウェブサイト再構築・運用業務委託						
(1) ウェブサイトの再構築業務		1	式			
(2) ウェブサイトの運用業務		1	式			
小計						
消費税 (10%)						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

Y-PORT 事業ウェブサイト再構築・運用業務委託 仕様書

1 件名

Y-PORT 事業ウェブサイト再構築・運用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

ウェブサイト稼働開始予定日：令和 2 年 7 月中旬（予定のため、変動する可能性あり。）

3 履行場所

委託者が指定する場所（受託者社内、委託者所在地等）

【参考】委託者所在地について

- ・横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 3F
（横浜市国際局国際協力部国際協力課執務室（令和 2 年 5 月 31 日までの予定））
- ・横浜市中区本町 6-50-10（予定）※詳細については契約後に連絡予定
（横浜市国際局国際協力部国際協力課執務室（令和 2 年 6 月 1 日からの予定））
- ・横浜市西区みなとみらい 1-1-1 横浜国際協力センター5F 508 号室
Y-PORT センター公民連携オフィス（通年）

4 業務目的

横浜市国際局国際協力部で実施している公民連携による国際技術協力(Y-PORT)事業について、効果的に広報を実施していくためのプロモーションツールとして、今後ウェブサイトを活用していく予定である。

令和元年度に、「アジア・スマートシティ会議」を広報するために作成した横浜市サブドメイン名のウェブサイトをもとに、Y-PORT 事業全体の効果的なプロモーションツールとしてウェブサイト再構築する。

5 ウェブサイトの基本方針

ウェブサイトの運用・保守に関する基本方針として、以下の事項に基づいて業務を行うこと。

- (1) 閲覧者が情報に迅速に到達でき、かつ WEB アクセシビリティやユーザビリティに十分に配慮したウェブサイトの構築を目指すこと。
- (2) Y-PORT 事業の事業概要や実施取組等について、主に事業のターゲットである市内企業と海外都市に向けて最新情報を発信するため、直感的に分かりやすく、かつ閲覧者の印象に残るデザイン・レイアウトのウェブサイトの構築を目指すこと。
- (3) ウェブサイト全体が統一感のある洗練されたデザインとし、横浜の都市ブランド向上に寄与するものを目指すこと。また、海外に向けての広報を視野に入れて、国際的なレベルにおいても一定水準以上の構築・デザインとすること。（詳細については、委託者と検討の上、実施。）

6 業務実施体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置し、委託者に連絡すること。

(2) スケジュール管理

統括担当は、契約後速やかに、本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、委託者からの承認を受けること。

(3) 業務体制

適切かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、速やかに報告を行うこと。

7 委託業務内容

(1) ウェブサイトの構築

ア デザイン・レイアウト

利用者の見やすさ、使いやすさを考慮し、目的の情報に容易にたどり着けるよう整理されたデザイン・レイアウトとすること。また、デザインについては、横浜市のブランドイメージに調和しており、かつ Y-PORT 事業のロゴを活用したものとする。各ページのデザインには統一性を持たせること。言語にかかわらず、横浜の魅力が伝わるような写真などの画像を多用したウェブサイトとすること。

スマートフォンで閲覧した際にも、ページが崩れることのないように制作すること。

イ 2言語（日本語・英語）での対応

原則、全ての掲載コンテンツについて、日英両言語にて閲覧できるウェブサイトの構築及び運用を行うこと。

ウ アクセシビリティ

作成に際しては、原則として横浜市インターネット情報受発信ガイドライン細則「WEB ページ作成基準」に沿ったものとし、特にアクセシビリティに配慮し、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に従い、日本工業規格（JIS）で制定されたウェブコンテンツのアクセシビリティ規格「JISX 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠し、ウェブサイト閲覧者のアクセシビリティを高めるよう十分に配慮すること。

エ 対応ブラウザ

パソコンのほかに、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスでも情報をスムーズに取得できるように、デバイスに応じてウェブサイトの表示を最適化する仕組みを取り入れること。

具体的には、次に示すブラウザ環境で正常に動作することを確認すること。

(ア) パソコン

アプリケーション（Internet Explorer、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chrome）、OS（Windows OS、Mac OS）の最新版

(イ) スマートフォン

iPhone、Android の標準ブラウザ

(ウ) タブレット端末

iPad、Android タブレットの標準ブラウザ

オ セキュリティ対策

(ア) セキュリティ脆弱性への対策

IPA が公開する「安全なウェブサイトの作り方」等を参考に、起こりうるセキュリティ面の脆弱性に対し、最新の対策をした上で導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。本ウェブサイトを提供するために受託者が用意するウェブサーバー、ネットワーク機器、回線等が他のサービスと共用の場合、他のサービスの脆弱性の問題が本ウェブサービスに波及しないように適切な対策をとり、対策の内容を必要に応じて報告すること。

(イ) サーバー

サーバー環境を独自に構築する場合、本ウェブサービスの構築要素（OS、ミドルウェア、ソフトウェア、その他プログラム等）を一覧化して提出すること。なお、公開画面と管理画面を別のサーバーで管理する場合、それぞれについて提出すること。

サーバーは受託者が用意し、契約期間内のサーバー費用は本業務の費用に含めること。

サーバー証明書は受託者が調達し、その費用も本業務の費用に含めること。

(ウ) ドメイン

ドメインについては、委託者のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメイン「yport.city.yokohama.lg.jp」を利用すること。

(エ) ウイルス感染等の防止措置

ウェブサーバー環境の OS やソフトウェア等については、常に最新バージョンを維持し、ウイルス感染等を防止すること。また、定期的にウイルスチェックを行い、ウイルスを発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

(オ) ウェブサイト全体の HTTPS 化

ウェブサーバー上で公開するウェブサイトの全てのページを、HTTPS 通信により暗号化（SSL/TLS 暗号化）して配信すること。

なお、SSL/TLS 暗号化にあたり発生する費用についても、本業務の費用に含めること。

(カ) 他サービスと共有する場合の対策

本ウェブサービスを提供するために受託者が用意するウェブサーバー、ネットワーク機器、回線等が他のサービスと共用の場合、他のサービスの脆弱性の問題が本ウェブサービスに波及しないように適切な対策をとり、対策の内容を委託者に書面で報告すること。

カ 掲載コンテンツ

公開時に各ページに掲載する文章の文言については、全て委託者より原稿を提供する。

コンテンツ量は、以下の分量を想定しているが、今後調整により変更になる可能性がある。

(日本語のページ数)

・表やフロー図等の新規作成が必要なコンテンツ：35 ページ程度

・表やフロー図等の新規作成が不要なコンテンツ：25 ページ程度

(英語のページ数)

・上記と同程度を想定しているが、「表やフロー図等の新規作成が必要なコンテンツ」において作成する表やフロー図は、日本語ページで作成したものとほぼ同内容の英語版を想定。

動画コンテンツとして横浜市 YouTube チャンネルにアップロードしている動画へのリンクの埋め込みを想定する。

その他、PDF 等の資料のアップロードを想定。

英語への翻訳作業については、委託者側で行うこととする。

キ 案の提示

(ア) トップページ

ウェブサイトのトップページ案について、委託者から受領した掲載文言の原稿を基に委託者と協議の上、案を提出すること。トップページ案のデザインが委託者の意向に合わない場合には、変更指示をする場合もある。修正案の提出期日については、委託者が別途指示するものとする。

(イ) その他のページ

決定したトップページ案を基に、その他のページ案を作成し、委託者に提出すること。その他のページ案についても、トップページ案と同様に、変更指示をする場合がある。修正案の提出期日については、委託者が別途指示するものとする。

ク 設計書等

構築したウェブサイトの設計書を提出すること。

ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析ができるようにすること。

構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック（画像の代替テキストのチェックを含む）、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。

(2) ウェブサイトの運用

ア ページ更新

ウェブサイトの公開後、委託者から入稿する原稿に基づき、記事更新をすること。記事更新頻度は、概ね月に3～4回程度行う。記事の作成フォーマット等については、契約締結後に協議するものとする。

具体的な更新方法については、委託者が作成した原稿を基に、新規ページの作成・掲載、既存ページの更新、各種バナー等の掲載をすること。その際、デザイン及びコンテンツの内容等については、委託者と打ち合わせ後、カンプ（仕上がった時にどのようになるかをわかりやすく示したもの）を作成し、委託者の了承を得てからウェブサイトに掲載すること。

また、アジア・スマートシティ会議開催前の2か月間においては、少なくとも1週間に2回程度の更新を行う。（会議の開催日については、別途委託者より連絡するが、10月開催予定。）

委託者からの問い合わせについては、電話もしくはメールで対応すること。対応時間については原則、平日9時から17時とする。対応時間中の問い合わせは、4時間以内を目途に返答すること。対応時間外の問い合わせは、翌営業日開始時から4時間以内を目途に返答すること。

イ 運用保守

(ア) ウェブサイト維持管理

構築したウェブサイトについて、公開開始日から委託期間満了日までのサイト運用期間は、サイトの安全かつ適切な状態での維持管理を、受託者の責任で行うこと。

(イ) アクセス解析の報告

ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析を行い、月次で報告すること。

(ウ) セキュリティ対策

ウェブサイト及びサーバーについて、十分なセキュリティの下、保守管理を行うこと。

ウ 検索エンジン最適化

ウェブサイトの作成にあたっては、検索結果で上位に表示されるように、SEO（検索エンジン最適化）を考慮すること。

エ その他

デザイン・レイアウト、アクセシビリティ、セキュリティ対策等、再構築の際と同様に運用上も発生する用件について、上記（１）に記載しているものは、その内容に準拠する。

8 非機能要件

(1) システムの利用時間

公開画面の閲覧可能時間は履行期間末日まで 24 時間 365 日とする。システム利用時間は、委託者と受託者で協議して決定する、同システムに必要なメンテナンス時間帯や計画停電などの時間帯を除く。

(2) 処理能力要件

ア 応答時間

公開画面の応答時間は、ネットワーク遅延を除外して 1 秒以内とすること。

イ 同時アクセス数

アクセス数最大 20PV/秒を配信できること。静的な素材ファイルを 200 ファイル/秒で配信できること。HTTP 同時接続数 200 に対して安定した動作を維持できること。

ウ DDoS 対策

攻撃特性を持つ通信を自動的に検知し、適切な防御を実施することができるコンテンツ配信サービス（CDN）を利用すること。

(3) システム稼働率

システム利用時間内における公開画面の稼働率については、99.9%以上確保すること。なお、稼働率の算定根拠にシステム利用時間の例外の時間帯は除く。

(4) アクセス制限

更新作業を行うことが可能な IP アドレスを受託者が使用する機器のみに制限すること。また、更新作業を行う際には ID・パスワードの入力を必要とすること。

(5) 通信ログ管理

通信ログ（アクセスログ）を記録し、3 年以上保持すること。また、委託者の要求に応じて通信ログの写しを提出すること。本ウェブサイトの構築に CDN を使用する場合についてもアクセス件数が正しくカウントできるようにすること。

(6) 脆弱性対策に関する対応

本ウェブサイトの構築要素に関する脆弱性について常に情報収集し、構築要素に関する脆弱性が公表された後、委託者にその事象や対応方針を報告の上、委託者の了承の基、速やかに対応を行うこと。また、対応結果について、月次報告書に記載すること

(7) バックアップ及びリストア

障害対応等に備えて、システムを停止することなく 1 日 1 回以上（または編集の都度）バックアップデータを取得すること。バックアップ取得作業は、自動化することを前提とし、委託者

側で特段の操作を必要としないこと。また、バックアップデータについては、世代管理することとし、1か月前のいずれの日の状態にまでも戻すことを可能とすること。なお、リストア手順については、十分な検証を行い、取得したバックアップデータを用いて正しく復旧できることを事前に確認すること。

9 月次報告

以下の内容をまとめた月次報告をサイト公開日以降、毎月提出すること。

(1) アクセス解析

ウェブサイトの各ページへのアクセス件数等のアクセス解析結果について、日次単位で記載すること。

(2) 脆弱性に関する対応状況

(3) システム稼働状況（システム稼働率）

10 納品物

(1) 提出先

プログラム、実行モジュール等、本ウェブサイトを構築するサーバー等へインストールするものを除いて、郵送または持参にて横浜市国際局国際協力部国際協力課へ納品すること。（委託者所在地については、「項目3. 履行場所」に記載。）

(2) 提出物・提出方法・納期

提出物	提出方法	納期
ア 履行計画書	電子媒体 1 部、 紙媒体 2 部	契約締結日から 2 週間以内
イ システム設計書 (ウェブサービスの構築要素の一覧含む)		調整の上、別途指示する
ウ WEB ページ設計書(メニュー構築等)		
エ WEB ページ初期デザイン案		
オ 追加 WEB ページデザイン案		
カ WEB アプリケーションの脆弱性チェック結果		
キ アクセシビリティチェック結果		
ク システムテスト結果報告 (バックアップ、リストア含む)		委託者が指示する月以降毎月末まで
ケ 月次報告書		
コ コンテンツの静的データ		電子媒体 2 部
サ コンテンツのアイコン等データ (非圧縮で再加工可能な形式)		
シ 開発プログラム、実行モジュール	電子媒体 1 部、	
ス プロジェクト管理報告書、		

成果報告書	紙媒体 2 部	
セ その他、委託者が必要とする資料等	別途指示する	調整の上、別途指示する

※月次報告については、各月の報告はメールで提出して構わないが、履行期限までに全ての報告をとりまとめ、電子媒体で提出すること。

※納期が同一の提出物については、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。ただし、その際はラベル面に提出物名を印字するなど、紙媒体との紐付けを明確にすること。

※ウェブサイト更新方法などのデータについては、全て DVD メディアで提出すること。データのフォーマットについては、別途協議するものとするが、原則として Windows 10 Pro にデフォルトで導入されるソフトウェアまたは Office 2013 Standard Edition で再加工可能な形式とし、特に画像等についてはラスライズ前のデータや非圧縮形式等、再加工を前提としたファイルでも納品すること。納品物については委託者が再加工をする可能性があるため、ウェブサイト構築時に有償もしくは無償のアイコン等素材を使用する場合は、委託契約約款に定める通り、著作権を無条件で委託者に委譲可能なものとする。

11 成果物の帰属

本契約にかかる成果物の著作権等の権利については、全て委託者に帰属するものとする。

12 個人情報の保護及び守秘義務の確認

- (1) 本件委託業務の実施によって知り得た個人情報及び委託者の保持する一般に公開されていない秘密事項（以下、「秘密事項」という）を外部へ漏らし、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本件委託業務を実施するにあたって知り得た個人情報及び秘密事項の取扱いについては、十分留意し、漏えい、紛失等の事故防止、その他適切な管理に努めることとする。このことについては、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、本件委託業務を実施するにあたって入手した設計図書等については本件委託業務を実施する以外の用途に使用してはならない。

13 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下の手引き等の適用文書に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 個人情報取扱特記事項
- (4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。
- (5) WEB アプリケーションの作成基準

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「WEB アプリケーションの作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

(6) WEB アプリケーションの脆弱性チェックリスト

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「WEB アプリケーションの脆弱性チェックリスト」に記載の、脆弱性への対策を行うことを必須とする。

(7) 未来の横浜を表すロゴマーク使用取扱要綱およびガイドライン

OPEN YOKOHAMA マークの使用にあたっては、以下の HP に掲載している「未来の横浜を表すロゴマーク使用取扱要綱」及びそのガイドラインに準拠すること。

掲載 HP: <http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/outline/brand/download.html>

14 その他

本業務実施にあたっては、委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、この仕様書に特に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市契約規則や委託契約約款等に定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。